



引用の文法形式「話法」再考

佐川, 寛知

(Citation)

国際文化学, 38:47-71

(Issue Date)

2025-03-18

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100493601>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100493601>



引用の文法形式「話法」再考

The Grammar of 'Reportative Mood' Revisited

佐川 寛知

SAGAWA Hirokazu

Summary

This paper clarifies the ambiguous distinction between direct and indirect report in Japanese, moving beyond traditional author/quoter-centred analyses. Leveraging Sadanobu's 'ecological perspective' (here-now-I-real) and 'conversational space' (here-now-we-real), we redefine reportative mood based on a quoted clause's adherence to the current conversational space or another space like the quoter's mind. Direct speech, existing outside the current conversational space, readily accommodates affective language and personal experience with interjection or final particles, while indirect speech, conforming to the current space, suppresses it, implying quoter's epistemological state. The concept of *kyara* further influences interpretation on reportative mood. This framework allows for a more precise and reproducible analysis of Japanese reportative mood, offering new insights into the act of 'telling' in narratives.

キーワード

話法、引用表現、会話場、発話の権利、キャラ

I はじめに

本稿の目的は、日本語の「話法」に関する先行研究を広く渉猟して言語的特徴を整理し、その認定要件を体系化することである。

引用に関する研究は数多く、論争も尽きないが、これまでの引用研究やコミュニケーション研究の知見を勘案するなら、「引用」の暫定的な定義は以下になるだろう（藤田, 2000, 2014; 鎌田, 2000; 加藤, 2010; 定延, 2016, 2019, 2020b; 山口, 2009 参照）。

引用とは、引用者が、そのようなコトバが以前から存在しているものとして受け入れているコトバを、引用標識などを用いて公然と再現する言語行為

このような定義になるのも、「きっと〇〇先生なら、『この研究面白いですね』って褒めて

くれるよ」のように、発話事実がなく、あくまで〈私〉の仮想に基づいた言葉を引用してみせる事例の使用が数多く報告されているからである (Tannen, 1986; Myers, 1999; Sams, 2010; Tsuchiya, 2023; メイナード, 2004, 2008; 伊原, 2017; 牧, 2022)。この例からもわかるように、引用者が受け入れているのは、単に「引用されたそのコトバが自身の認識下においては存在する」ことであって、そのコトバの真偽性に関わる情報の妥当性・蓋然性ではない。本稿では引用を上記のような意味で用いる。

一方で、話法とは、引用文の述べ方に関わる何かであっても、それが具体的に何なのかは現在でも見解が一致していない。少なくとも、「直接話法」と「間接話法」という大別は多くの研究者が認めているが、日本語の直接話法と間接話法の判定基準はそれほど明確ではない。引用・話法研究者や、話法を使ってナラティブや談話を分析する分析者ごとに具体的な判定方法とその手順は異なっている。話法の判定が曖昧になる要因は、①文の構成要素としての意味（言語表現の意味）と、その言葉を含む文を用いてなされる発言の意味（行為的な意味）の区別と、②引用節内の言語表現の指示関係が単に意味論的に曖昧なのか、文脈不足による語用論的に不明瞭なのかの区別が意識されてこなかったからだと考えられる。その結果、話法という概念は漠然としていて、分析の手立てとして応用しにくい。

そこで、本稿では「話法」にできるだけ明確な輪郭を与えることを目標とする。「話法」を明確化するために、先行研究で指摘されてきた言語的特徴を整理していく。とりわけ、本稿では、(a) 引用文の述べ方に関する「話法」と、(b) その大区分である「直接話法」「間接話法」の判定基準を整理し、次の 2 点を主張する。

- ① 話法の判別に、〈今・ここ・現実・私たち〉というコミュニケーションの場である「会話場」(定延, 2019, 2020b) が分析に有効に働くこと。
- ② 話法とは、引用節や引用文の述べ方に関わる規則性 (i.e. 文法) であること。

本稿では次のような章展開をとる。まず第 2 章で引用文の概念と構造を整理し、第 3 章で話法を分析するための理論的枠組み (i.e. 会話場・発話の権利・キャラ) を提示する。第 4 章では、導入した理論的枠組みに基づいて日本語話法の認定要件を詳細に検討して明文化していく。最後に、結論と今後の課題について述べる (第 5 章)。

II 引用文とは何か

2.1 用語・概念の整理

本稿では、引用を言語行為として、話法を引用文に見られる言語表現の規則性 (i.e. 文法) として捉える。話法の規則性を体系化するために、2.1 節では、引用文の類型や、引用文を構成する意味素性について概観する。

日本語を例にしたとき、通常、以下のような例は「引用文」だと言える (藤田, 2000: 2 章 2 節参照)。

- (1) a. 誠は「おはよう」と言った。

- b. 誠は「おはよう」と扉を開けた。
- c. 誠は「早く家に語りたいな」と思った。
- d. 誠が「また今度遊ぼうね」ってさ。
- e. 武蔵が来たぞという声
- f. 謙治が結婚する {という・といった} 噂
- g. 要は規則正しい生活を送りましょうねってこと。
- h. ホロージェ (horologe) とはオランダ語で時計のことだ。

典型的な例が、上記の (1a-d) ように、引用であることを示す助詞「ト」¹⁾の利用によるものである。その派生系として、(1e-g) のように引用標識「ト」と発話動詞「言ウ」とが文法化した複合辞「トイウ」とその口語形「ッテ」によって係り先の名詞と関係づけるものや、(1h) のように文法化が進んだ結果、一種の提題を表すようになったタイプもある。このように、引用を文法的に指標し、補文標識として機能しているものを「引用標識(quotation marker)」と呼ぶ。

他方、(1) とは異なり、引用された言葉が文の一成分として機能するタイプがある (藤田, 2000: 2 章 2 節参照)。

- (2) a. 「バカヤロー」には、正直驚いたよ。
- b. 監督の「バカヤロー」が、一弘には大変にこたえた。
- c. 「バカヤロー」
- d. ヒゲの男が、「オイ、コラ」
- e. そこで小僧は、すかさず和尚さんに「和尚さん、おかわりです」。

上記の (2a-e) は、文構造の一部を補充する名詞・独立語・述語として柔軟に機能するタイプである。引用標識「ト」などは使われず、引用符といった記号を用いて引用であることが示されている。また、(2a-c) は引用か否かの判定が引用符の有無にゆだねられているが、(2d-e) は引用符がなくとも引用されたコトバだと判定可能である。ここにおいては、引用符自体は便宜上付されているものということが分かる。このように、補文標識のように言語そのものに備わった特性ではなく、慣習や表記の都合で引用であることをマーキングしている記号を本稿では「引用標示 (quotation sign)」と呼ぶ。

また、次のような例も通例「引用」として扱われる。

- (3) a. ○○大学の研究によると、P は Q である。
- b. P は Q である (石丸, YYYY)。

この場合、引用標識の変種と言える「ヨルト」や引用標示の変種とも言い得る「(石丸, YYYY)」から引用だと判断できる。一般的には上記の 3 つの例に示されるような表現が「引用」として認定される表現である。今回は、議論の複雑化を避けるために、(1) のような例の引用文を用いて議論を進める。

先行研究において、引用されたコトバはそれ 1 つで現実との関係を示す概念、すなわち「単称名辞 (singular term)」(Davidson, 1979; Recanati, 2000; Wang, 2018) ないし「名前」(藤田, 2014) として扱われてきた。引用されたコトバが単称名辞と呼ばれるのは、意味内容が主語の指示する対象にだけあてはまり (i.e. 単称)、真偽判定ができるという命題としての性質と、概念の性質でもある「真偽性を問われない」という名詞的な性格 (i.e. 名辞) を併せもつからである。したがって、単称名辞とは、それ 1 つで特定の概念を指示しつつも、命題としての特性も発揮し得る名詞だと言ってよい。既述の (1) (2) (3) の例から示されるとおり、引用されたコトバが、命題を含んだ節の場合や、概念を表している語・句の場合があるのはこのためである。

また、「引用されたコトバ」と言うとき、「引用元のコトバ」のことなのか、「引用する際に実際に用いたコトバ」のどちらを指すのか判然としない。以下では、既述の特徴と「単称名辞」の「辞」にあやかって、「引用元と見做し得る被引用者による言語表現」を「被引用辞」、「引用する際に実際に引用者が産出した具体的な言語表現」を「引用辞」と呼び分けることにする。特に (1) のように、〈引用辞＋引用標識〉で形成され、主節との関係で種々の文法機能 (i.e. 名詞・形容詞・副詞) を担う定形的な節を「引用節 (quotative clause)」ないし「被報告節 (reported clause)」と呼ぶことにしよう。一方で、〈主語＋述語〉を中心として構成された節が引用節を内包している場合もある。このように、引用節を内包している外側の節を「主節 (main clause)」ないし「報告節 (reporting clause)」と呼ぶことにする。

2.2 引用文の分析的な意味

2.1 節で、引用文の種類と、引用文の諸構成要素 (i.e. 引用標識／標示・(被) 引用辞・主節／報告節・引用節／被報告節) について整理した。2.2 節では、従来の研究では論じられることが少なかった、そうした構成要素が組み合わさった「引用文」がどのような意味(構造)をもち、引用文を述べることで伝わる意味について確認する。

引用文は、構造上、引用標識を伴った引用節が主節に内包された構造になっており、2 つの節で構成されている。そのため、引用文は複文の一種である。すると、引用文の構造自体は以下のように一般化して表記できる。

引用文：主節〔主語＋述語〕＋引用節〔引用辞＋引用標識〕

次に、例として「太郎は子供の迎えの時間に絶対に遅れると確信していた」という引用文があったとしよう。このとき、引用節と主節とで以下のように分析できる。

引用文：太郎は子供の迎えの時間に絶対に遅れると確信していた。

引用節：引用辞〔子供の迎えの時間に絶対に遅れる〕＋引用標識〔と〕

主節：主語〔太郎は〕＋述語〔確信していた〕

このように、引用文は、引用文全体を 1 つの命題 (i.e. 主節命題 P) としたとき、主節命題

が別の命題 (i.e.引用命題 Q) を更に内包するという入れ子構造をとる (Recanati, 2000; 砂川, 1987, 1988a, 1988b, 1989)。

引用文それ自体を 1 つの命題 (i.e.主節命題 P) としたとき、〈主節主語＋引用節〔引用辞＋引用標識〕＋主節述語〉のように分析できる。すると、主節命題 P の構成要素である主節主語は、引用節を発話・思考した言語主体を指示することになり、「主節命題 P の主語＝被引用者」ということになる。「太郎は子供の迎への時間に絶対に遅れると確信していた」では、主節主語である「太郎」が被引用者ということになる。また、引用節が表す出来事は、被引用者 (i.e.太郎) の認識的評価 (e.g.思考・知覚) が反映される。例えば、話し手が単文「子供の迎への時間に絶対に遅れる」と発話したとき、ある出来事に向けて認識的評価〈子供の迎への時間に絶対に遅れる〉を下したのは当該例文の話し手であり、当該認識的評価もその話し手に帰属する。したがって、引用節内の命題を発話／思考したのが被引用者である以上、引用命題 Q の内容はそのときの現実認識として被引用者に帰属するものと理解される (Langacker, 2011[2008]: 590-592 参照)。

一方で、主節述語 (i.e.確信していた) は、引用節に向けられた引用者のコメントすなわち名付けである。つまり、引用者は、「現実に対する被引用者 (太郎) の認識的評価を反映した引用節について更に言及するなら、被引用者の当該認識的評価は〈確信していた〉と言ってよい」と名付けているのである。ある出来事について言及 (mention) している言語表現をさらに使用 (use) することを一般に「メタ言語的言及」と言い、そういう言語表現は「メタ言語表現」と言われる。そうしたメタ言語的言及をしているのは引用者 (ここでは第三者) だから、「被引用者が引用節 (i.e.命題 Q) を抱いていた」を意味する主節命題 P そのものは、当該命題の発話時における引用者の現実認識として帰属するものと理解される (Langacker, 2011[2008]: 590-592 参照)。したがって、引用文を、現実に対する被引用者の認識と引用者の認識とで区別するなら、基本的に以下のように分析される。

被引用者 [太郎] の認識：命題 Q 〈子供の迎への時間に間違いなく遅れる〉
引用者 [第三者] の認識：命題 P 〈太郎は命題 Q を確信していた〉

したがって、引用文を述べるということは、基本的には、〈その時・その場所・そこでの現実〉における被引用者の認識的評価と、〈今・ここ・現実〉における引用者の認識的評価の 2 つが同時に表示されることとなる。

注意したいのは、話し手はあくまで「主節命題 P 〈被引用者は引用節内に示される認識的評価を抱いている〉に示されるような出来事があったもの」として受け入れているに過ぎないことである。私たちは日常的に、実際に心の中で思っていることとは裏腹に、本当はそう思っていないことを言ったりすることがある。話し手は引用文を述べることで、「〈今・ここ・現実〉における〈私〉の知識に限って言えば、少なくとも〈その時・その場所・そこでの現実〉において被引用者は自身の認識的評価を表明し、それは〈発言〉〈確信〉〈約束〉とも呼べるような出来事だった」と言明することにはなっても、引用節で述べられている内容そのものが、〈今・ここ・現実〉においても実際に妥当か否かにまでは言及していないことになる²⁾。したがって、「太郎は子供の迎への時間に絶対に遅れると確信していた」

という引用表現は、「太郎が発話・思考した言葉が本当に『子供の迎えの時間に絶対に遅れる』といった内容だったのかはともかく、引用者によって「確信」と名付けられるような行為・出来事を太郎が行なった」と記述できる。

このように、引用文には、①被引用者が引用節で示しているような命題 **Q** の存在する領域と、②当該命題を内包した命題 **P** を引用者が発話する領域という 2 つの場が組み込まれていると見做せる。引用文のこうした特徴を砂川 (1987, 1988a, 1988b, 1989) は「場の二重性」と呼んだ。引用文を述べることで言及されているものとは、基本的には、被引用者がそのとき話題となっている表現対象に抱いている (引用者の推定に基づく) 現実認識と、引用文を発話した結果として間接的に標示される引用者自身の知識状態の 2 つである。

2.3 日本語話法における問題点

2.2 節では引用文の構造と、引用文の分析的な意味について整理した。次に 2.3 節で確認するのが、引用節内の指示関係とその帰属のさせ方に見られる規則性である。従来、話法とは、引用節内に含まれる人称詞・直示詞・時制といった指示表現が、被引用者の視点を中心とした指示関係が残存している場合と、引用者の視点を中心とした指示関係に切り替えられているかの区別 (藤田, 2014: 116) だとされてきた。前者が直接話法であり、後者が間接話法と呼ばれる。英語の場合、下例のように、こうした切り替えがより鮮明に現れる (Banfield, 1973, 1978, 1981, 1982)。(以下、断りがなければ下線筆者)。

- (4) a. Yesterday at the station Mary told me, 'I will meet you here tomorrow'.
 b. Yesterday at the station Mary told me that she would meet me there today.
 (Banfield, 1973: 3-4)

英語の直接話法と間接話法の違いは大きく 4 つである。すなわち、(a) 間接話法の導入時には従属接続詞 (e.g. *that*) を必要とし、(b) 間接話法の主節述語の時制は引用節内の動詞に影響を及ぼし、(c) 間接話法の主節と引用節のそれぞれの人称代名詞が同じ指示対象で、(d) 被引用辞と引用辞が発話された際の時間や場所を示す指示要素が直接話法と間接話法で異なっているという 4 点である。

ところが、日本語の引用文の場合、直接／間接話法でも同一の文型を利用するため、藤田 (2000: 109) が指摘するように、引用節内の人称 (代名) 詞の指示関係が意味的に曖昧になり、直接話法とも間接話法とも解釈できるという問題が生じる。

- (5) a 翔子は、絶対に私のせいだと言った。〔私＝翔子 or 引用者〕
 b. 翔子は、絶対に私のせいだろうと言った。〔私＝翔子 or 引用者〕³⁾

(5a) は引用節内の一人称詞の指示関係が被引用者になる直接話法の意味解釈 (e.g. 主節主語「翔子」＝私≠引用者) と、引用者になる間接話法の意味解釈 (e.g. 主節主語「翔子」≠私＝引用者) の 2 つがあり、一人称詞「私」の指示関係は意味的に曖昧である。また、(5b) のように、話し手の主観的判断を表すモダリティ (e.g. *ダロウ*) が含まれていても、この曖

昧性は解決しない。このように、文脈情報とは独立して当該言語表現がもつ意味解釈の複数性を意味論的な曖昧性という。

引用節内の指示表現に見られる意味論的な曖昧性は、どのようにして解消すればよいだろうか。従来言われてきたのが、「感動詞・終助詞・丁寧体の判定詞・韻律／音調などに託される今ここで言葉を用いるという表現姿勢が引用節内に含まれているか否か」である（奥津, 1970; 鎌田, 2000: 162; 藤田, 2000, 2014）。つまり、話し手の内部状態である「きもちの現れ」（定延, 2019, 2020b, 2022）を示唆する要素の有無である。日本語の話法は感動詞類に託されるきもちの現れの有無が話法の区別を決定づけ、それによって意味論的な曖昧性をも確実に解消させる。

実際に、(5a) (5b) のそれぞれの引用節に、終助詞⁴⁾・丁寧体の判定詞 (i.e. デス・マス)・感動詞を生起させた (6a-c) は、引用節内の一人称詞が主節主語を指示する直接話法の意味解釈に一意に確定し、意味論的な曖昧性の問題が解消される。

- (6) a. 翔子は、絶対に私のせいだねと言った。[私＝翔子]
- b. 翔子は、絶対に私のせいですと言った。[私＝翔子]
- c. 翔子は、うーん、絶対に私のせいだと言った。[私＝翔子]

以上のことから、話法とは、引用節内に生起している指示表現 (e.g. 人称 (代名) 詞・直示詞・時制) に見られる指示関係の問題にあると言える。

一方で、藤田 (2014: 401) は以下の例を挙げて、きもちの現れの問題に留まらない、話し手のスタイルと言えるものによって、人称詞・直示詞の指示関係に見られる意味論的な曖昧性が解消されることも指摘している。

- (7) a. 千恵は、私のせいだと言った。
- b. うちの主人、俺のせいだって言うのよ。

(a) では「主節主語「千恵」＝私≠引用者」の意味解釈になる「直接話法」の場合と、「主節主語「千恵」≠私＝引用者」という指示関係に基づいた「間接話法」での解釈の 2 つが存在し、意味論的に曖昧である。しかし、(b) のような場合は、引用節内の一人称詞「俺」は必ず被引用者「うちの主人」だけを指し、意味論的な曖昧性は生じない。このとき、主節主語の「うちの主人」という表現は、〈「うちの主人」の使用は当人の「妻」にのみ許されている〉〈方言の場合はともかく、現代日本語を母語とする女性は、標準語で自称詞「俺」を用いない〉といった知識・社会通念にもとづいて、(b) が直接話法であることを示す。このような文脈情報ありきの意味内容・帰属関係の不特定性を語用論的な不明瞭性という。

(7b) の場合、「どのような文脈に基づけば、(被) 引用者に引用節内の言語表現を帰属させてよいか」といった語用論的な不明瞭性を背景知識や文脈情報によって解消させることで、結果として意味論的に曖昧な指示関係の問題も解消していることになる。(7b) のような事例は、従来の研究ではスタイルの問題として扱われてきたが (鎌田, 2000; 藤田, 2000, 2014)、生じている問題とその解決法が (5) (6) と (7) とでは異なっている点で同一の問

題として見ることができず、体系化を難しくさせていた。その結果、従来の研究では、(7b) を包括できるような体系的な枠組みと、それに基づいた認定要件が整理されておらず、(7b) のような事例に接したときアドホックな判定にならざるを得なかった。

そこで筆者が理論的枠組みとして新たに導入すべきだと考えるのが、「会話場」(定延, 2019, 2020b) である。第 3 章では、会話場とそれに付随する諸概念を概観する。

III 理論的枠組み：〈今・ここ・現実・私たち〉の会話場

3.1 会話場と発話の権利

2 章では引用文の言語表現としての意味について確認した。とりわけ、2.2 節では、〈主節 + 引用節〉で構成された引用文の意味構造について論じ、引用文を述べるということは、基本的には、引用節に示される〈その時・その場所・そこでの現実〉における被引用者の現実認識と、主節に示される〈今・ここ・現実〉における引用者の現実認識の 2 つが同時に表示されることを指摘した。そして、2.3 節では、主節-引用節の帰属のさせ方にも一定の規則性があることを指摘したが、従来の研究では体系化のための枠組みが用いられてこなかった。そこで、引用文に見られる規則性 (i.e. 文法) である話法を体系化させていくために、定延 (2019, 2020b) が提唱する「会話場」の導入を筆者は提案する。

会話場とは、〈今・ここ・現実・私たち〉という他者からもアクセス可能な公共領域のことである (定延, 2020b: 207)。その会話場から一時的に離脱して、特定の属性をもつ会話当事者にのみ許された特定の話し方をする権利を「発話の権利」(ibid.: 197) という。どこに離脱するのか。それは、今・この現実 (i.e. 現場) において〈私たち〉が相互行為を行っている (談話) 空間ではない別の領域、すなわち話し手の心内世界である (ibid.: 207)。

定延 (2019: 34, 38) では、発話の権利という現象を説明するのに、次の例を挙げている。

- (8) a. [運転座席に座っている者が] あ、ブレーキ踏んでた！
b. [後部座席に座っている子供が] ?? あ、ブレーキ踏んでた！

(8) は、車が動かない原因を探っている際、原因をついに探り当てた時の発話である。このとき、(8a) を発話できるのは運転席に座っている人だけである。つまり、〈今・ここ・現実・私たち〉の場で勃発している問題を自らの問題として引き受け、なんとか解決しようと試みている主体にのみ許された発話である (ibid.: 34)。この点で、(8b) のように後部座席の子供が「あ、ブレーキ踏んでた」とは言いにくい (例文の文頭疑問符は不自然さを表す。数が多いほど不自然さが強いことを意味する。以下同様)。このように、会話場から部分的・一時的に離脱して心内での知識の検討結果を述べるような、話し手の知識状態に関する特権性を「責任者の権利」という。

興味深いのは、発話の権利は独り言にまで影響を及ぼす点である (定延, 2020b: 211)。

- (9) a. あ、金魚が死んでる。
b. ?? あ、金魚が死んだ。

初めて通された応接室で、水槽に金魚の死体を見つけたときの独り言で、(9b)は言いにくい。しかも、この金魚の飼い主であっても、(9b)は言いにくい。このように、変化が生じていることは間違いないのに、それを語ることに制限がかかってしまうのは、モノが変化する前の状態は〈今・ここ・現実・私たち〉の会話場にはない「以前」の状態だからである (ibid.: 211)。会話場から部分的・一時的に離脱して、記憶にある変化以前の状態についての経験・体験を述べているような振る舞いが特権的に許されていることを「体験者の権利」という。このように、〈今・ここ・現実・私たち〉という公共領域である会話場ではなく、話し手の心内世界に存在している「推論などの心的操作で得られた結果」や、「話し手の知識・記憶」について言及する際は、会話場に存在せず、話し手の心内世界に存在するような脱場面的な言語表現であることを表立って示さなくてはならないのである。

こうした一群の例を通して、定延 (2019, 2020b) は、〈今・ここ・現実・私たち〉という他者からの介入が可能で公共的な会話場を、言語の規則性を検討する際の基盤に据える必要があると主張する。これは発話の基本が〈今・ここ・現実〉という「現場」について〈私〉が語ることであり、その発話の場、すなわち会話場が〈今・ここ・現実・私たち〉という他者からのアクセスが可能で公共的な領域であることを前提にして初めて言いやすい／にくいといった説明が可能となるからである。

3.2 会話場における「キャラ」

3.2.1 発話キャラ

3.1 節では、「会話場」とそれに付随する概念である「発話の権利」について紹介した。発話の権利とは、特定の属性を備えた話し手に特権的に許された話し方である。そこで、次に注目したいのが、発話の権利と関連する「キャラ (クタ)」という概念である。

(発話) キャラ (クタ) とは、ある言語表現が使用可能か否かと結びついた特定の人物像 (定延, 2011: 199, 2016: 190, 2020a: 71, 266) のことで、話し手の「人物評」として存在し、これの操作が第三者に露見すると気まづくなってしまうような固定化した人物像である。そして、ある言語表現の使用によって聞き手に具体的な人物像を惹起させる言葉 (遣い) は「役割語」(金水, 2003, 2023) ないし「キャラ発話」(定延, 2011, 2016, 2020a) と呼ばれる。本稿の 2.3 節で見た例 (7b) は、日本語話法の従来の研究で一律に「スタイル変え」の問題とされてきたが、より厳密には「その人物に発言できるか否か」という「発話の権利」とそれに付随する「発話キャラ」の「キャラ変え」による認定問題として捉え直すことができる。

発話キャラ⁵⁾ は、無指定も含め、大まかに〈品〉〈格〉〈年〉〈性〉の 4 つの観点で分析することができる (定延, 2020a: 第 7 章 4 節)。〈品〉とは、上品・下品で表される行為様態に関する尺度である。〈格〉とは、経験・力・地位などの対人関係における権力勾配のことで、行動それ自体を主体が行なうか否かに関わる設定 (定延, 2020a: 230-232; 金水, 2023: 44) である。〈性〉とは、社会文化的・心理的な性 (gender) である。値として [男-無指定-女] をとる。〈年〉とは、社会文化的・心理的な年齢であり、[老人-年輩-無指定-若者-幼児] の値をとる。必ずしも生物学的な性別や年齢がそのまま反映されるわけではない。

3.2.2 引用とキャラの関係：文内の発話キャラ統一の原則

キャラとは固定化した人物像であることを 3.2.1 節で指摘したが、原則として、文を述べる際にも話し手の発話キャラは一貫していなければならない(定延, 2011: 132-140, 2020a: 260)。これを本稿では「文内の発話キャラ統一の原則」と呼ぶ。この原則に反すると、下例のように言語表現の意味が不自然になる。

(10) ?そちらのお品をあっしにくだちやい。(定延, 2011: 132)

この場合、話し手がある商品を要求していることは意味として理解できるが、不自然である。文頭の「そちらのお品」が〈上品〉キャラを示し、文中の「あっし」で〈下町の江戸っ子〉キャラが、そして述部の「くだちやい」が〈幼児〉キャラを示している。このように、表現内でキャラの一貫性がなく、支離滅裂だった場合、意味的に不自然になってしまう。そのため、言語表現の意味内容だけではなく、キャラの一貫性が重要であることをこの例が示している。

発話キャラの一貫性は引用文の言語表現としての意味にも影響を与える。これは思考についても該当する。例えば、第三者(e.g.物語の語り手)が〈上品な女〉キャラの思考について述べた(11a-c)と、〈上品な女〉キャラが自身の思考について言及している(12a-c)で比較してみると明確になる(定延, 2020a: 257 参照)。

(11) [第三者が〈上品な女〉キャラの思考について言及]

- a. 上品な女は「あら、何だかおかしいわ」と思った。
- b. ??上品な女は「あれ、何だかおかしいぞ」と思った。
- c. 上品な女は「おかしい」と思った。

(12) [〈上品な女〉キャラが自身の思考について言及]

- a. それでわたくしも「あら、何だかおかしいわ」と思いましたの。
- b. それでわたくしも「あれ、何だかおかしいぞ」と思いましたの。
- c. それでわたくしも「おかしい」と思いましたの。

上記の中で不自然なのが(11b)だけである理由は、キャラの異動とは無関係に、思考があくまで前言語的なもので、一律に同じ言語形式が用いられないといけないからだということで説明されるようにも思われる。しかし、このような説明案は妥当ではないと定延は否定する。もし思考が前言語的なものだとしたら、第三者が〈上品な女〉キャラの思考について言及した(11c)と、当該キャラが自身の思考について言及した(12c)の両方がなぜ自然になるのか説明ができない。(11b)が不自然なのは、引用節内に示された思考内容が被引用者である〈上品な女〉キャラにそぐわない表現が用いられているからだ(定延(2020a: 257-258)は指摘する。文内の発話キャラ統一の原則は第三者が他者の思考を引用した際の表現にまで及んでいるのである。これは、発話キャラの行為としての自然さが、言語表現の意味の自然さにまで影響を及ぼすことを示唆する。キャラの一貫性が引用文を

述べることにそのものにまで影響を及ぼしていると言える。このことから、話法が、①引用節の意味的問題である (cf. 2.2 節) と同時に、②主節と引用節の帰属のさせ方の問題 (cf. 2.3 節) の 2 つに関わる規則性であることを示している。

3.3 会話場と引用

会話場とは、〈今・ここ・現実・私たち〉という他者からもアクセス可能な公共領域である。その会話場から一時的に離脱して、特定の属性をもつ会話当事者にのみ許された特定の話し方をする権利を「発話の権利」と言った (cf. 3.1 節)。その離脱先とは、①今・この現実において〈私たち〉が相互行為を行なっている (談話) 空間ではない別の領域であり (cf. 2.2 節)、②話し手自身の心内世界である (cf. 3.1 節)。また、その時々々の会話場における話し手の固定化した人物像が、キャラである (cf. 3.2 節)。これらの点から、会話場は話し手にとって行為拘束的な属性を形成・蓄積する性質をもつと言える。会話場のこうした性質が、発話キャラの行為としての自然さと、言語表現の意味の自然さに繋がっていることを 3.2.2 節で例証した。

会話場のこうした性質を踏まえると、引用文とは、〈今・ここ・現実・私たち〉という会話場から一時的に離脱して、心内世界に存在する出来事や知識を再現する言語表現の典型である。再現された引用辞は、引用者の体験や記憶に基づいた知識であり、基本的に引用者の心内世界に存在する⁶⁾。したがって、基本的には心内世界は話し手本人にだけ身近で、他者には接近不可能な領域だと言える。引用は会話場からの離脱と深い関わりを示し⁷⁾、その文法形式である話法もまた会話場と深く関わる。ここに、次のような原則が見出せる。

話法における会話場依存の原則：

引用文の被引用辞に内包される人称詞・直示詞・時制は、コミュニケーションの現場となっているその時の会話場に適合する。

直接話法は感動詞や終助詞といったきもちの現れを引用節に含む (cf. 2.3 節)。きもちの現れは話し手の今・この現実 (i.e. 現場) における内部状態が会話場で実現され、取消しできないようなものであり、直接話法で述べられる引用節・引用文内の感動詞類は、現行の会話場での発話ではないことを示すことで、脱場面的な指示関係が残存していることを含意する。これに対して間接話法は、引用節における指示関係が相対的に決まる要素 (i.e. 人称詞・直示詞・時制等) を現行の会話場に準拠させる話法である。この点で、離脱先の会話場での指示関係が残存している直接話法とは異なる。話法のこうした性質を会話場との関連で考慮すると、以下のような原則が見出せる。

話法判定における会話場離脱の原則：

引用節に内包されている人称詞・直示詞・時制の指示関係が〈今・ここ・現実・私たち〉の会話場に準拠している引用文は間接話法であり、離脱先に準拠している引用文は直接話法である。

このように、直接話法と間接話法といった話法性は、引用節内の言語表現が現行の会話場に依拠するか、脱場面的であるかによって区別される。2.3 節で確認したきもちの現れの有無を基準とする原則には、上記の会話場離脱の原則が前提にあったのだと考えられる。ここにおいて、話法とは引用節や引用文の述べ方に関する以下のような文法として再定義できる。

話法とは、引用節内の種々の文法要素（直示詞・人称詞・時制・一部の格等）の指示関係が、〈今・ここ・現実・私たち〉の現行の会話場に依拠しているか（i.e.間接話法）、それとも脱場面的な指示関係（i.e.直接話法）に基づいているかで区別される文法。

会話場という概念を導入して話法を上記のように再定義した。引用文は、その構造上、引用節が被引用者（主節主語）に帰属し、主節は引用者（文全体の話し手）に帰属するものとして理解されるため（cf. 2.2 節）、（被）引用者に備わった属性に逸脱するような言語表現で生成できず、仮に逸脱するにしてもキャラの一貫性を保持して逸脱するほかない。

日本語は引用節内にきもちの現れを含意する要素が含まれているかが判定において重要な意味をもつ（cf. 2.3 節）。別の言い方をするなら、きもちの現れを含意する感動詞類が引用節内に生起できない場合、必ず間接話法として認定されることになる。実際、主節述語が、引用節内で述べられている出来事を真だと前提する叙実述語（*factive predicate*）だった場合（e.g. わかる・知っている・後悔する・誤解する）、引用節内の指示関係は必ず現行の会話場に適合されて、間接話法の指示関係となる上に、引用節内での終助詞・感動詞類の生起に制限がかかると藤田（2000: 148-149, 616）は以下のような例をあげて指摘する。

- (13) a. 山崎氏には、私が正しいとわかっていた。
b. *山崎氏には、私が正しいなとわかっていた。

(a) は意味的にも「私＝引用者」という指示関係にしかならず、常に間接話法の意味解釈になる。感動詞・終助詞などに託されるきもちが現れていれば、必ず直接話法の引用文になり、(a) の引用節に感動詞・終助詞を生起させられれば、直接話法になるはずである（cf. 2.3 節）。しかし、実際に感動詞・終助詞といった表出的な要素を生起させた (b) は非文法的になり（文頭アスタリスクは非文法的の意）、直接話法の引用文を形成できない。

以上のことから、話法の判定基準とは、「感動詞類のどのような特徴が、引用節内の人・時・場所に関する指示表現の意味論的な曖昧性の解消に関わっているのか」という問題にある。すなわち、「引用者である〈私〉がどこで何について述べているのか」を特定しなくてはならない。これは、直接話法と間接話法の機能的な棲み分けに直結する。「話法」に言語表現の規則性としての明確な輪郭を与える上で重要になるのが、「引用辞」の特徴と、「感動詞類を発話すること」がどのような意味をもっているのかである。

ここで筆者が提案する話法性の機能的な棲み分けについての仮説が次のようなものである。すなわち、「直接話法は、〈その時・その場所・そこでの現実・その人〉の体験について言及し、間接話法は、今・この現実（i.e.現場）における〈私〉の知識（状態）につい

て言及している」という仮説である。この仮説に基づくことで、従来言われてきた直接／間接話法の特徴を認定要件として整理できることを第 4 章で示す。

IV 文法の現場依存性に基づいた話法の認定要件

4.1 直接話法：〈その時・その場所・そこでの現実・その人〉の「体験」について語ること

直接話法は感動詞や終助詞といったきもちの現れを引用節に含む (cf. 2.3 節)。直接話法で述べられる引用節・引用文内の感動詞類は、現行の会話場での発話ではない (cf. 3.3 節)。したがって、きもちの現れを示す「感動詞・終助詞類の表現上の特質」が問題になる。

感動詞・終助詞の表現の特質は、その時・そこでの現実における当該の言語表現を発信していることの明示であり、それによって話し手の内部状態である「きもち」を表出させる「現場性」にある (藤田, 2014: 143; 定延, 2015: 5-10, 2016: 178, 2022: 6-7) とされる。例えば、「??えーっ!? 彼は驚いていなかった」が不自然であるように、感動詞「えーっ!?」を発話すると、その時・そこでの現実と結びついた話し手の内部状態〈驚愕〉が実現されて取消しできないため、感動詞には遂行性 (performativity) という特徴がある (定延, 2022: 7; 仁科, 2022: 22-23)。丁寧体の判定詞「デス・マス」などもこれと同じで、丁寧体を用いられる対象はそのときの現場での被引用者の話し相手に向けられたものである。

また、きもち (e.g. 怒り) の現れは、韻律／音調によって表すことも可能であるため、必ずしも形式として顕在化している必要はない (藤田, 2000: 150, 2014: 117)。

(14) 僕は、私が間違っていたと頭をかきむしった。

この例は、「私＝僕 (被引用者)」と「私＝文全体の話し手 (引用者)」の 2 つの意味解釈があり得る。しかし、「私が間違っていた」を悲哀や憤懣などに満ちた声などで読み上げた場合、引用節の人称詞は被引用者 (僕) を確実に指示し始める。きもちが形式として顕在的であろうとなかろうと、引用節内のきもちの有無で決まり、顕在していると解釈できるなら直接話法に、顕在していないと解釈できるなら間接話法として区別すればよく、必ずどちらかに決めることが可能だということになる (藤田, 2000: 150)。

きもちの現れが強く含意される文の典型である感嘆文は、直接話法の指示関係しか許さず (藤田, 2014: 286)、以下のように再帰的な人稱詞「自分」を使用しても、主節主語を指示する主体が普段から自称詞として「自分」を使用していることが含意される。

(15) 太郎は、なんて自分は強いんだと言った。

このように、「きもち」と強く結びついていると、引用節内の意味論的に曖昧な指示関係が解消され、確実に直接話法での意味解釈になる⁸⁾。以上により、次の認定要件が見出せる。

直接話法の引用文における認定要件①：

きもちの現れを標示する文法要素 (e.g. 感動詞・終助詞・丁寧体の判定詞) や韻律／音

調が引用節／引用辞内で観察できる。

さらに興味深いのは、きもちの現れに伴う「現場性」は、発話時の現場との強い結びつきを担保できる要素であれば、感動詞・終助詞以外の要素でもよいという点である（藤田, 2014: 400 参照）。(16a) 自体には、①「私＝被引用者」の直接話法と、②「私＝引用者」の間接話法の意味解釈の 2 つの可能性が残る。

(16) a. 電話で、私が犯人だと言った。

b. 電話で、私が、(.....ボッカーン.....)、犯人だと言った。

まず、(16a) の解釈①の場合、指示関係としては「引用者≠私＝第三者（被引用者）＝犯人」という構図となる。例えば、身代金目的の電話を犯人がかけてきたという状況が想定できよう。その後に、この体験者である引用者が第三者に問題〈どのような電話がかかってきたか〉について語るときに発話したというものである。犯人からのそうした発話を引用者が第三者に伝えるときに、「私＝被引用者（犯人）」という指示関係のまま伝えたとすれば、直接話法ということになる。

一方、(16a) における解釈②の場合、「引用者＝私＝犯人」という構図で、例えば、捜査関係者から「お前が犯人だな!？」などと、文全体の話し手である引用者のもとに電話がかかってきたという状況が想定可能である。その後、そうした体験を引用者が第三者に問題〈どのような電話がかかってきたか〉を伝えるときに、人称詞を切り替えたという場合である。この場合、人称詞の指示関係が切り替えられているため、間接話法ということになる。(16a) にはこうした意味論的な曖昧性の問題が内在している。ところが、(16b) のように、背後で何か別の出来事が生じていることが分かるもの (e.g. 爆発音) までもが含まれると、引用節内の一人称詞は (16a) の解釈①のような指示関係となり、直接話法の引用文として確定する（藤田, 2014: 400）。

なお、筆者がここで議論しているのは、異なる文脈の想定・選択可能性ではなく、引用文が直接話法の脱場面的な指示関係になるための条件であり、その中には、感動詞や終助詞以外のものが存在しているという点に注意したい。その条件とは、今・ここにおける現実について語っているという「現場性」と強く結びつく要素が引用辞に含まれていることである。それらの要素によって、被引用辞の発話された現場での指示関係は、引用辞の人称詞・直示詞でも維持し続けるため、直接話法の解釈が成立する。

直接話法で述べられた引用節の伝えているのは現場での「体験」である。ここで言う「体験」とは、(本物かどうかは別として) 経験者づらをして発話に臨む者 (i.e. 体験者) によって語られる現実 (e.g. 経験・対象・出来事) で、類似の経験をした人にしか真偽判定の可能性が開かれていないような共有可能性が低い言語情報（定延, 2016: 35-43, 2016/2008: 152-158, 160-161; 2024: 111-112 参照）のことである。

体験という側面を強く含意させた主節述語で述べられた場合、以下の例のように英語でも直接話法の形式が好まれる（Banfield, 1982: 34 参照）。

- (17) a. The priest intoned, 'Et introibo ad altare Dei.'
b. *The priest intoned that he would go into the altar of God.
〔司祭は「我神の祭壇に上らん」と厳かに唱えた〕

- (18) a. John thought aloud, 'I will begin again.'
b. *John thought aloud that he would begin again.

両例の (a) (b) の違いはきもちの現れにある。引用節で述べられている内容が普通の言い方ではなく、〈言う〉という意味以上に、韻律・音調によって引用者が体験した出来事にまつわるきもちなど、別の意味が引用節に含まれてしまうのである。発話様態動詞と間接話法の引用文との共起が極度に避けられやすく、とりわけ直接話法の主節述語を好むのもこのためだと考えられる (樋口, 1993: 9-10)。この例も、既述の感動詞を用いた例「??えーっ!?彼は驚いていなかった」と同じで、〈その時・その場所・そこでの現実〉における体験 (i.e. intone, aloud) が実現されて、取消しができなくなるからだと思われる (Buchstaller, 2014: 59-63 参照)。以上により、次の認定要件が示唆される。

直接話法の引用文における認定要件②:

主節述語がきもちの現れを伴いやすい述語 (e.g. 発話様態動詞)、もしくは様態副詞を伴っていることで、引用節中にきもちの現れがあると判定できる。

また、逸脱的な表現を伴うことができるのが直接話法の引用文に許されていて、間接話法では許されていない (Banfield, 1973: 6-8, 1982: 28-34; Coulmas, 1985: 45, 48) のも、きもちの表れが引用節内で含意されるからだと考えられる。

- (19) a. Joseph told Hareton, 'They'll be nowt bud lumps as big as his nave.'
b. *Joseph told Hareton that they'd be nowt bud lumps as big as maw nave.
(Banfield, 1973: 6-8, 1982: 28-34)

下例からもわかるように、日本語にも同じことが言える。

- (20) AGK は、くあ w せ drftgy ふじこ lp とキーボードを殴りつけた。

このように引用節内部の表現が逸脱的だと、〈言う〉以上の意味や属性を被引用者に見出しやすくなる。(19a) であれば、例えば被引用者 Joseph は〈田舎者〉や、(20) であれば被引用者 AGK は〈変なヤツ〉といった特定の人物像 (i.e. キャラ) である。そのように認識した引用者が引用文の構造を通して何らかのきもちや属性を付与しているのである。

以上より、直接話法とは、〈その時・その場所・そこでの現実〉における話し手の内部状態を標示する要素に伴って、離脱先の会話場での遂行性が引用節内に含意されてしまう引用文の述べ方だと言える。直接話法の引用文の特徴を「忠実性」や、「臨場感 (dramatic effect)」

(Leech and Short, 2007/1981; 鎌田, 2000; 橋本, 2014) という修辞機能に見出す研究も少なくないが、それはこの遂行性によるものだと考えられる。

4.2 間接話法：〈今・ここ・現実・私〉の知識（状態）について語ること

直接話法の引用文の認定要件となっている「表出性」と「逸脱性」を支えているのは、「きもちの現れ」にあること、そして、叙実述語を用いた際、そうしたきもちとの共起がかなわず、人称詞・直示詞の指示関係が必ず間接話法での解釈にしかないことを 3.3 節で論じた。再掲する例 (13) のように、間接話法では引用節内にきもちの生起を許さない。

- (13) a. 山崎氏には、私が正しいとわかっていた。
b. *山崎氏には、私が正しいなとわかっていた。

間接話法の引用文の引用節は表出的・逸脱的な表現形式をとらず、きもちの現れがない定形節でなくてはならないことを示唆している。以上より、次の認定要件が見出せる。

間接話法の引用文の認定要件①：

間接話法の引用節は、(非) 形式的かに関係なく、基本的にきもちの現れを標示する要素とは共起できない。

とりわけ、英語の間接話法の引用文は、既述の例 (4) のように、主節の時制の影響を受けて、引用節内の時制が後方転移 (backshift) を起こす。しかし、被引用辞で述べられている事態が、引用文を述べた時点においても変わっていない場合は、通例、引用節内の時制は現在形をとる (e.g. Tom also said that the bookstore is very well-stocked.)。間接話法において主節が過去時制で、引用節が現在時制というのは、主節主語である被引用者の発話内容が、文全体の話し手である引用者の発話時点においても成立していると思える場合であり、それを引用者の現実における知識として述べても構わないと当人が評価していることになる (樋口, 1993 参照)。

これらが意味するのは、間接話法の引用節で述べられているのは、引用者の知識 (状態) だということである。ここで言う「知識」とは、当人の経験の有無は問わず、証拠を十分に集めさえすれば第三者にも真偽や責任を問うたり、語ったりできるような他者との共有可能性が比較的開かれている言語情報 (定延, 2016: 35-43, 2016/2008: 152-158, 160-161 参考) である。

また、間接話法の引用節であることを標示する英語の補文標識 that は、談話標識などの言語外的 (extralinguistic)・語用論的な要素などのきもちの現れや被引用辞を発話した場での遂行性が喚起される要素を内包する場合があります (Buchstaller, 2014: 59)、きもちの現れを含意する要素が引用節に内包されていると、実質的に直接話法での解釈が選好されやすくなるため、間接話法の引用文においては、きもちの現れを明示する要素が含まれていないことが重要だという指摘がある (ibid.: 59-64)。このことは、知識と体験は引用節内で併存することが原則不可能であることも示唆している。知識はあくまで〈現実〉における

既定的な結果状態に過ぎず、〈現実〉に作用する遂行性とは併存できないと思われる。これにより、次のような認定要件が示唆される。

間接話法の引用文における認定要件②：

(叙実的な) 主節述語によって引用者(文全体の話し手)–被引用者(主節主語)との間で成立済みとなっている現実認識(i.e.知識)が引用節内で標示されている。

英語では引用文の主節述語が引用者の現実に関する知識や理解と関連しているとき、補文標識 *that* を伴う文すなわち間接話法の引用文を選好することが知られている(Langacker, 2011[2008]: 585)⁹⁾。この点からも、間接話法とは、〈今・ここ・現実〉における引用者の知識状態について言及している引用文の述べ方だと言える。間接話法の引用文の修辞機能が「距離感」や「客観的」として見做される(Wales, 2011: 224; 廣瀬, 2019)のも、別の現場で形成・蓄積された「公共の言語情報」(定延, 2016/2008: 160)である知識について言及しているからだと考えられる。

4.3 会話場を導入する利点

4.3.1 利点①：キャラに基づく話法認定が可能になる

3.1 節で会話場を理論的枠組みとして導入する必要があることを論じた。会話場を導入する利点は、4.1 節・4.2 節で述べてきたこと以外に、更に 2 つある。1 つは、2.3 節で見た(7b)のような例を言語表現の規則性の問題として位置付けられるようになる点である。

会話場は、話し手にとって行為拘束的な属性を形成・蓄積していく性質があり、そうして形成されていく固定的な人物像が「キャラ」だった(3.2 節)。キャラは固定化した人物像で公然と切り替えられないのを基本とする。しかし、唯一の例外となるのが「冗談発話」のような遊びの文脈における「キャラ変え」である。「キャラ変え」とは、元々のキャラから一時的に逸脱し、冗談・遊びの中で不徹底な形で偽装されたキャラに切り替え、冗談が終われば元のキャラに適した話し方に戻ることである(定延, 2020a: 220)。これが「発話キャラ」(cf. 3.2 節)を示す「キャラ語尾」を用いた例などでの話法認定に大きく貢献する。

キャラ語尾とは、例えば、語尾「ワン」のように、特定のキャラに与えられた固有の判定詞や終助詞(金水, 2003: 188)のことである。次の例では、話し手は〈擬人化した犬〉キャラという属性で語尾に「ワン」をつける(e.g.犬を擬人化した着ぐるみ)が、この語尾によって「自分」が引用者と被引用者のどちらを指すか(あるいは曖昧か)が確定する。

- (21) a. 彼は、自分のせいだって言ってた。[直接–間接]
- b. 彼は、自分のせいだワンって言ってた。[直接]
- c. 彼は、自分のせいだニャンって言ってたワン。[直接]
- d. 彼は、自分のせいかニャンって言ってたワン。[直接]
- e. 彼は、自分のせいだワンって言ってたワン。[間接]

(a) では、再帰的な人称詞「自分」が引用節内で使われているものの、被引用者(i.e.主節

主語「彼」＝自分)を指示している直接話法の引用文とも、引用者を指示している間接話法の引用文とも解釈可能である。ただし、形式／非形式的かを問わず、引用節内にきもちの現れがない以上は間接話法として認定してよい (cf. 4.1 節)。他方、(b)「ワン」もまた一種の終助詞としての役割を担うことから、当該例文も直接話法の引用文として同定することが可能である。臨時的なキャラ変えが観察できるからである。(c)のように、引用節内では語尾「ニャン」が用いられ、主節では「ワン」が用いられており、引用節と主節とで一時的なキャラ変えが生じている。そのため、引用節内の人称詞の指示関係が「自分＝主節主語」に確定できるので、直接話法の引用文だと判定される。キャラ語尾の特徴は、(d)のように、終助詞のさらに後ろに接続できる点である。そのため、韻律／音調が付随させやすくなるため、直接話法として認定できる。しかし、(e)のように、引用節と主節とで一貫して「ワン」が用いられていると、引用節内の人称詞「自分」の意味論的に曖昧な指示関係が解消されなくなる。キャラの逸脱もきもちの現れも引用節内で観察できない以上、これは間接話法と見做してよい。

また、キャラ変えはキャラ語尾の不徹底だけの問題に留まらない。下例は、女性が自身の発話キャラの〈性〉の値を一時的に〔男〕にして発言している例である。

(22) [アイスランド在住の日本人女性へのインタビューでの発言]

アイスランドの人って、近くにあるフェロー諸島に遊びに行くと、ちょっと大きな顔をするんですよ。僕らアイスランド人は、フェロー諸島に行くとアメリカ人のように振る舞えるんだなんて冗談を言う人もいます¹⁰⁾ (一部引用者による改変)

アイスランド人はフェロー諸島に行った際に、「(外国でも) 大きな顔をする」ことを得意とするステレオタイプのな〈アメリカ人〉キャラを発動させて、フェロー人と接するという内容である。インタビューを受けている女性は、本文中でも何度も自称詞として「私」を使用していた。自称詞「私」そのものは、基本的には性差に関係なく使用可能なため、〈性〉の値は〔無指定〕となる。ところが、下線部の引用節内では、自称詞が一時的に「僕」に変わっている。当該自称詞の使用は、〈性〉の値として〔男〕をとりやすい。また、本文中の「冗談を言う人もいる」という文言は、下線部の発話が「冗談を言うアイスランド人」へ一時的にキャラ変えしていることを明言していると解釈できる。この 2 つの点で当該発話が冗談発話という遊びの文脈に位置付けられることから、当該引用文は直接話法として判定される。

臨時の一時的なものであるが故に、スタイル変えと同じようにも見えるが、存在が前提され、現に公然と意図的に利用されているのは、ある振る舞いそのものを得意とする特定のキャラであるため、振る舞い方に関わるスタイル変えとはレベルが異なる (定延, 2016: 198, 2020a: 160)。会話場とキャラのこうした特徴が、例 (7b) (17) (21) (22) などの例の解釈に大きく貢献する。

4.3.2 利点②：意味的に曖昧な指示対象の特定が容易になる

会話場を導入する利点の 2 つ目は、引用節内に生起した指示詞をより適切に扱えるよう

になることである。従来の判定方法では、以下の例の下線部におけるコ系指示詞が、直接話法か間接話法か判定するのを難しくさせていた。

- (23) 夕暮れからひどい雨になった。山々の姿が遠近を失って白く染まり、前の小川が見る見る黄色く濁って音を高めた。こんな雨では踊子達が流して来ることもあるまいと思いながら、私はじっと坐っていられないので二度も三度も湯にはいってみたいやっていた。(川端康成『伊豆の踊子』:18)

日本語の指示詞表現は、話し手と聞き手の現場である〈今・ここ・現実・私たち〉の会話場に強く依存する(田窪, 1989; 金水・田窪, 1990)。文や文の構成要素はそれ自体が会話場に存在する事物であり、それを通して文や構成要素の指示対象を指示できる。それこそ、「私には、酒好という変わった名前の友人がいる。この人は、名前とは逆に、一滴も酒が飲めない」における「この人」のように、コ系指示詞は、話し手が所有／所属関係・導入者の優先権・情報の多寡などの点で「近い」と認定できる現場指示(金水・田窪: 104-105)として使われる。

こうした特徴は書き手／語り手―読み手の間にも応用可能である。実際、「そんな雨」や「あんな雨」にすると、今まさに語り手によって聞かされたばかりの「夕暮れからのひどい雨」云々は指示しない。これは、当該指示詞が語り手と読み手の〈今・ここ・現実・私たち〉の会話場に準拠しているのであって、離脱先の会話場での指示関係が残存しているわけではないことを意味する。したがって、当該例は間接話法の引用文として判定される。

類似の問題が、人称詞を含む場合でも生じる。次の例の下線部は、主人公「三谷亘」の認知・記憶領域を間借りしている三人称の語り手が、亘の友人に関する知識について述べている間接話法の引用文である。

- (24) 「小舟町のさ、三橋神社の隣にビルが建ってるだろ？ あすこに幽霊が出るんだってさ」／三谷亘の場合、そんなふうに教えてくれたのは、居酒屋「小村」のカツちゃんだった。克美という名前は、彼が生まれるずっと前から決められていたもので、両親は女の子を期待していたし、超音波検査でも、小村さんのおなかで育っているのは女の子だと、産婦人科の先生は言っていた。(宮部みゆき『ブレイブ・ストーリー 合本版』:15)

この例では感動詞・終助詞といったきもちの現れがない。きもちの現れを引用節に観察できないということは、既述の間接話法における原則①に該当するため、当該引用文は間接話法として判定される。問題となるのが、語り手―読み手で構成される会話場には存在せず、離脱先の会話場における人物「小村さん」という他称詞(三人称詞)が引用節に存在していることである。

第三者の心的状態について言及するときには、引用節内の表現内容は帰属先の主節主語のキャラとの一貫性が必要である(cf. 2.2 節・3.2.2 節)。したがって、引用節の内容を主節主語に帰属させるにあたって、語り手は主節主語のキャラを無視することができない。当

該引用文における主節主語は「医者」である。少なくとも、社会的な立場上、苗字や名前の呼び捨ては親族や友人以外には不可能、つまり権利を持たないため、引用節内の三人称主語として他称詞「小村さん」が用いられていると判断できる。したがって、当該引用文は間接話法として判定される。

上記の例 (21) (22) (24) からわかるのは、文内が引用者の発話キャラないし、被引用者の発話キャラで一貫していれば、間接話法になるが、一時的なキャラ変えが生じていれば、直接話法として認定されるということである。このように、キャラ発話が文の述べ方における規則性にも関与している以上、文法との関わりがあるとみてよい (定延, 2020a: 240) だろう。

4.4 判定基準の整理

ここまでに、3.2.2 節の「文内の発話キャラ統一の原則」と 4.3.1 節の「冗談発話などの遊びの文脈」の、引用文における「キャラの逸脱の有無」に着目した話法認定が有効に働くことを示した。特に「冗談発話などの遊びの文脈」は「直接話法の引用文」か否かの同定に関与し、「文内におけるキャラの統一」は「間接話法の引用文」かの同定に関与している。これにより、以下の 2 つの認定要件が存在していると言える。

直接話法の引用文における認定要件③：

(a) 冗談発話などの遊びの文脈において、(b) 話し手が当人のキャラから臨時的に逸脱したものの、(c) その後、その状況に適したキャラ発話に戻っている。

間接話法の引用文における認定要件③：

(a) 引用節の内容の述べ方が帰属先である被引用者のキャラにそぐわないような述べ方になっておらず、同時に (b) 文全体の話し手 (引用者) も公然と意図的なキャラ変えをしていない。

3.3 節で指摘した「話法における会話場依存の原則」と「話法判定における会話場離脱の原則」、そしてこれまでの直接話法と間接話法の引用文のそれぞれの原則を整理してまとめると、話法性は以下の認定要件のどれに該当するかで判定することができる。なお、直接話法に関する原則と、間接話法に関する原則はそれぞれ互いに排他的であるため、ある認定要件に着目して分析する限り、引用文は基本的に直接話法と間接話法のどちらかだと判定できる。ただし、仮にある引用文が直接話法として認定されるとき、直接話法に該当する認定要件を全て同時に満たしていることもあれば、1 つしか該当していないということもあり得る。

直接話法の引用文における認定要件：

① [引用節内が脱場面的な指示関係]

引用節／引用辞内の人称詞・直示詞・時制・一部の格の指示関係が、〈今・ここ・現実・私たち〉の現行の会話場から離脱し、脱会話場的な指示関係が残存している。

② [引用節内でのきもちの現れ]

きもちの現れを標示する文法要素 (e.g. 感動詞・終助詞・丁寧体の判定詞) や韻律／音調が引用節／引用辞内で観察できる。

③ [一時的なキャラ変え]

(a) 冗談発話などの遊びの文脈において、(b) 話し手が当人のキャラから臨時的に逸脱したものの、(c) その後、その状況に適したキャラ発話に戻っている。

④ [主節述語が引用節内でのきもちの現れを指標している]

主節述語がきもちの現れを伴いやすい述語 (e.g. 発話様態動詞)、もしくは様態副詞を伴っていることで、引用節中にきもちの現れがあると判定できる。

間接話法の引用文における認定要件：

① [引用節内が現行の会話場に準拠した指示関係]

引用節／引用辞に内包されている人称詞・直示詞・時制・一部の格等の指示関係が、〈今・ここ・現実・私たち〉の現行の会話場に準拠している。

② [引用節がきもちの現れと共起できていない]

引用節／引用辞が、(非) 形式的に関係なく、きもちの現れを標示する要素と共起できていない。

③ [キャラの完徹]

(a) 引用節の内容の述べ方が帰属先である被引用者のキャラにそぐわないような述べ方になっておらず、同時に (b) 文全体の話し手 (引用者) も公然と意図的なキャラ変えをしていない。

④ [叙実的な主節述語]

(叙実的な) 主節述語によって引用者 (文全体の話し手) –被引用者 (主節主語) との間で成立済みとなっている現実認識 (i.e. 知識) が引用節で標示されて、きもちの現れと共起できていない。

厳密な意味では、鉤括弧や引用符自体は「直接引用をしているかのようにみせる記号」であって、その引用文が「直接話法」であることまで示す要素ではないという点に注意しておきたい。基本的には鉤括弧や引用符の有無は話法の判定を決定づけるものではない。書き言葉の場合、括弧や引用符は原初から言語に備わっていたものではなく、記号によって引用を明示するのが慣習化したものに過ぎない (木村, 2011)。

他方、傾向として、括弧の付加が被引用辞に対する「文全体の話し手の忠実性」というきもちの現れと見做されやすいために、直接話法の引用文で多用されやすい (藤田, 2000)。また、感動詞・終助詞によるきもちの現れを伴わず、引用節に括弧が付加された日本語の引用文は、英語に翻訳される際に直接話法で訳出されやすい (佐川, 2023)。そのため、括弧等が直接話法の引用文と判定されるための手がかりとなっているとは言える。括弧・引用符は引用標示としても補助標示での扱いに留め、その有無を理由に直接話法か否かを判定するのは、可能な限り先送りにするのを基本とする方がよいと思われる。研究目的に応じて、括弧・引用符を直接話法の補助的な認定要素として扱うのが最も穏当だろう。

V おわりに

本稿では、日本語の話法を、引用節や引用文の述べ方に関する規則性、すなわち文法として捉え、その判別に「会話場」の概念が有効であることを示した。従来、話法の分類は、引用節内の指示表現（人称詞・直示詞・時制等）が被引用者の視点を維持しているか、引用者の視点に変化しているかによって区別されてきた。しかし、日本語においては、その区別が必ずしも明確ではなく、指示関係が曖昧になる場合が多い。本稿では、会話場という枠組みを導入することで、この曖昧性を解消し、話法の体系的な整理を試みた。

具体的には、直接話法は、引用節内に感動詞や終助詞といった「きもちの現れ」を含み、発話当時の会話場とは異なる場への一時的な離脱を示すのに対し、間接話法は、引用節の指示関係が現行の会話場に準拠する点で異なることを明らかにした。この枠組みによって、話法の分類基準がより厳密化され、直接話法と間接話法の機能的棲み分けも明らかにした。

本稿の成果は、話法の分析にとどまらず、引用表現全般の解明にも寄与する可能性を持つ。特に、会話場の視点から話法を捉えることで、引用の用いられ方やナラティブ研究における語りの分析にも新たな視座を提供し得るだろう。

(神戸大学国際文化学研究科博士後期課程)

注

¹⁾ ほかに、「ナンテ・ナドト・トカ・トハ・ミタイナ・ミタイニ・トノ・トイウ（連体修飾）・トイッタ（連体修飾）・（ンダ）ッテ（終助詞）」なども引用標識として機能する。ここでは基本的に「ト・ッテ」を中心に扱う。なお、英語の場合は、補文標識 *that* や、口語表現における *like* や *kinda* 等が引用標識に該当する。

²⁾ 主節述語が、発話時点で既に現実世界における事実として存在することが前提される述部の性質を言う叙実性 (factivity) を含意しない叙実述語 (factive predicate) でない限りである (Kiparsky and Kiparsky, 1970; Langacker, 2009: 261, 2011[2008]: 584-593; 影山, 2014: 314-315)。

³⁾ (a) (b) は、「絶対に私のせいだ」という引用節が、述部「言った」の具体的な内容を表す関係になっている。このタイプを「第Ⅰ類引用構文」と言う。日本語の引用文は主節述語が発話・思考・認識を意味する述語ではなく、「翔子は、絶対に私のせいだと机に伏せた」のように、引用節内の発話内容と主節述部の動作が同一場面で同時的に共存する関係になっている場合もある。これは「第Ⅱ類引用構文」と言う (藤田, 2000: 29 参照)。

⁴⁾ 藤田 (2000, 2014) は、疑問文を作る終助詞〈カ〉や、禁止文を作る〈ナ〉は直接話法の判定要素から除外している。これらは、他の終助詞とは違って、疑問・禁止という文の基礎的な表現類型を決定づけるのに必須だからだ。ただし、同じ疑問や禁止の表現類型の終助詞 (e.g. ノ・カナ・ナヨ) は同じ扱いをしないようである。実際、例えば「ご飯を食べたいの {か・かな} と思った」だと、後者は韻律／音調を伴いやすく明確にきもちの現れが観察できるが、前者だと韻律の操作をかなり意識する必要があるからだろう。本稿も一応こうした見方に準じている。

⁵⁾ 〈品-格-性-年〉の尺度で記述されるキャラは、キャラの中でも〈在来〉タイプと言い、その尺度では記述できない固有のキャラは〈外来〉タイプ (e.g. 宇宙人・平安人) と言う (定

延, 2020a)。定延 (2020a: 252-258) では「思考キャラ」も立項されているが、発話キャラと大筋で変わらないため、ここでは基本的に発話キャラに思考キャラも含めた意味で用いている。詳細は定延 (2020a: 第 7-8 章) を参照されたい。

6) 以下の例のように、再現された引用辞は、常に引用者の体験や記憶に基づいた知識であり、基本的に引用者の心内世界に存在するものであるために、終助詞的な引用助詞「ト」が付加されやすいのだと考えられる (e.g. あっ、昨日アイス買っといたな。たーべよっと)。

7) 話し手にとって行為拘束的な属性の形成・蓄積という会話場の性質から引用の性質を述べると、引用は既得の権利に遡及して、主体の属性を復元する行為 (佐川, 2024) として捉えることができる。例えば、「だからあ、アイス食べたの私じゃないって!」の場合、しつこい相手を制するために、当該例文の話し手は「そんな謂れはない」と相手方の追及を否定することで、引用者の属性〈アイスを食べた人ではない〉を会話場に復元させていると見ることができる。「アイス買っといたな」の例も権利〈アイスを食べる〉の想起として捉えられる。この点から、会話場でのやり取りは、〈私たち〉の知識や権利の形成・蓄積という性質があることを示している。

8) 注意したいのが、藤田 (2000: 603) が指摘するように、引用節が命令形であっても話法の区別が可能なことから、命令形であることが直接話法であることを指標しない点である。

a. 渡辺さんが、おまえが行けとご指名なので、まかりこしました。

b. 渡辺さんが、私が行けとご指名なので、まかりこしました。

9) 具体的には、以下のような述語である：知識の獲得 (e.g. learn, suspect, imagine, predict)・知識の交渉 (e.g. persuade, suggest, claim, doubt)・知識の所有 (e.g. know, believe, sure, certain)・知識の伝達 (e.g. say, tell, write, inform)・知識に対する反応 (e.g. happy, regret, surprised, astonishing)・知識の妥当性評価 (e.g. true, undeniable, dubious, seem)。

¹⁰⁾ <https://fika.cinra.net/article/201803-bjork> (最終閲覧：2025 年 2 月 19 日)

謝辞

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2148 の支援を受けたものです。

参考文献

- Banfield, A. (1973). Narrative Style and the Grammar of Direct and Indirect Speech. *Foundations of Language*, 10(1), 1–39.
- . (1978). Where Epistemology, Style, and Grammar Meet Literary History: The Development of Represented Speech and Thought. *New Literary History*, 9(3), 415–454.
- . (1981). Reflective and Non-Reflective Consciousness in the Language of Fiction. *Poetics Today*, 2(2), 61–76.
- . (1982). *Unspeakable Sentences: Narration and Representation in the Language of Fiction*. Routledge.
- Buchstaller, I. (2014). *Quotatives: New Trends and Sociolinguistic Implications*. Wiley

Blackwell.

- Coulmas, F. (1985). Direct and indirect speech: General problems and problems of Japanese. *Journal of Pragmatics*, 9(1), 41–63.
- Coulmas, F. (Ed.). (1986). *Direct and Indirect Speech*. de Gruyter Mouton.
- Davidson, D. (1979). Quotation. *Theory and Decision*, 11(1), 27–40.
- Kiparsky, P., and Kiparsky, C. (1970). Fact. In M. Bierwisch and K. E. Heidolph (Eds.), *Progress in Linguistics*. de Gruyter Mouton, 143–173.
- Langacker, R. W. (2008). *Cognitive Grammar: A Basic Introduction*. Oxford University Press. (山梨正明監訳 (2011)『認知文法論序説』研究社)
- . (2009). *Investigations in Cognitive Grammar*. de Gruyter Mouton.
- Leech, G., and Short, M. (2007/1981). *Style in fiction: A Linguistic Introduction to English Fictional Prose*, 2nd ed. Pearson Education Limited.
- Myers, G. (1999). Unspoken speech: Hypothetical reported discourse and the rhetoric of everyday talk. *Text*, 19(4), 571–590.
- Recanati, F. (2000). *Oratio Obliqua, Oratio Recta*. MIT Press.
- Sams, J. (2010). Quoting the unspoken: An analysis of quotations in spoken discourse. *Journal of Pragmatics*, 42(11), 3147–3160.
- Tannen, D. (1986). Introducing Constructed Dialogue in Greek and American Conversational and Literary Narrative. In F. Coulmas (Ed.), *Direct and Indirect Speech*. de Gruyter Mouton, 311–332.
- Tsuchiya, T. (2023). Formulaicity of fictional quotative *ga itteta* and its functions in Japanese social media posts. *Journal of Japanese Linguistics*, 39(1), 125–144.
- Wales, K. (2011). *A Dictionary of Stylistics*. Routledge.
- Wang, X. (2018). *Quotation and Truth-Conditional Pragmatics*. Routledge.
- 伊原紀子 (2017)「コミュニケーション・ストラテジーとしての想定引用」『社会言語科学』19 (2) , 27–42.
- 奥津敬一郎 (1970)「引用構造と間接化転形」『言語研究』(56) , 1–26.
- 加藤陽子 (2010)『話し言葉における引用表現—引用標識に注目して—』くろしお出版.
- 鎌田修 (2000)『日本語の引用』ひつじ書房.
- 影山太郎 (2014)「叙実性」『日本語文法事典』大修館書店, 314–315.
- 木村大治 (2011)『括弧の意味論』NTT 出版.
- 金水敏 (2003)『ヴァーチャル日本語 役割語の謎』岩波書店.
- (2023)「役割語のジェンダーとパワー」『社会言語科学』26 (1) , 37–48.
- 金水敏・田窪行則 (1990)「談話管理理論からみた日本語の指示詞」『認知科学の発展』(3) , 85–116.
- 佐川寛知 (2023)「日本語の話法の翻訳: Seidensticker 訳 *Snow Country* を事例に」『国際文化学』(34) , 43–67.
- 佐川寛知 (2024)「引用と話法の境界線になる「情報源への遡及可能性」について」『日本語用論学会第 26 回大会発表論文集』(19) , 66–73.

- 定延利之 (2011) 『日本語社会のぞきキャラくり—顔つき・カラダつき・ことばつき』三省堂.
- (2015) 「感動詞と内部状態の結びつきの明確化に向けて」友定賢治編『感動詞の言語学』ひつじ書房, 3-14.
- (2016/2008) 『煩惱の文法 (増補版)』凡人社.
- (2016) 『コミュニケーションへの言語的接近』ひつじ書房.
- (2019) 『文節の文法』大修館書店.
- (2020a) 『コミュニケーションと言語におけるキャラ』三省堂.
- (2020b) 「「発話の権利」とはどういう現象か」定延利之編『発話の権利』ひつじ書房, 197-224.
- (2022) 「感動詞と現場依存性」友定賢治編『感動詞研究の展開』ひつじ書房, 3-18.
- 砂川有里子 (1987) 「引用文における場の二重性について」『日本語学』7 (9), 14-29.
- (1988a) 「引用文の構造と機能：引用文の3つの類型について」『文藝言語研究. 言語篇』(13), 73-91.
- (1988b) 「引用文の構造と機能-2-引用句と名詞句をめぐって」『文藝言語研究. 言語篇』(14), 75-91.
- (1989) 「引用と話法」北原保雄編『日本語と日本語教育 4 日本語の文法・文体 (上)』明治書院, 355-387.
- 田窪行則 (1989) 「名詞句のモダリティ」仁田義雄・益岡隆志編『日本語のモダリティ』くろしお出版, 211-233.
- 仁科陽江 (2022) 「感動詞化のメカニズムについての対照研究」友定賢治編『感動詞研究の展開』ひつじ書房, 19-39
- 橋本陽介 (2014) 『物語における時間と話法の比較詩学—日本語と中国語からのナラトロジー—』水声社.
- 樋口万里子 (1993) 「認知文法から見た時制の一致現象」『九州工業大学情報工学部紀要. 人文・社会科学篇』(6), 1-24.
- 廣瀬幸生 (2019) 「主観の客体化：他者の思いをどのように受け止め, 伝えるか」『文藝言語研究』(76), 73-98.
- 藤田保幸 (2000) 『国語引用構文の研究』和泉書院.
- (2014) 『引用研究史論—文法論としての日本語引用表現研究の展開をめぐって—』和泉書院.
- 牧彩花 (2022) 「一人称詞を用いた引用発話に潜む「声」—日仏対照の観点—」阿部宏編『語りと主観性—物語における話法の構造を考える—』ひつじ書房, 319-346.
- メイナード, 泉子・K (2004) 『談話言語学—日本語のディスコースを創造する構成・レトリック・ストラテジーの研究—』くろしお出版.
- (2008) 『マルチジャンル談話論—間ジャンル性と意味の創造—』くろしお出版.
- 山口治彦 (2009) 『明晰な引用, しなやかな引用—話法の日英対照研究』くろしお出版.